

令和4年度第1回 野田市都市計画審議会次第

日時 令和4年7月13日（水）
午前10時から

場所 市役所高層棟8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田市都市計画審議会会長の選出及び職務代理の指名について（議案）

報告第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について（報告）

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

野田市都市計画審議会会長の選出及び職務代理の指名について（議案）

野田市都市計画審議会委員名簿

令和4年6月28日現在

【第1号委員（学識経験者）】

※50音順

氏 名	備 考
いわ 岩 おか 岡 たつ 竜 お 夫	建 築 関 係
えん 遠 どう 藤 ひろ 博 いち 一	宅 建 業 関 係
こ 小 また 俣 えつ 悦 こ 子	商 業 関 係
てら 寺 べ 部 しん 慎 た 太 ろう 郎	都 市 計 画 関 係
ふる 古 や 谷 ふみ 文 お 夫	農 業 関 係

【第2号委員（市議会議員）】

※50音順

氏 名	備 考
おさ 長 かつ 勝 のり 則	野 田 市 議 会 議 員
かわ 河 い 井 てつ 哲 や 弥	野 田 市 議 会 議 員
かわ 川 さき 崎 たか 貴 し 志	野 田 市 議 会 議 員
さくら 桜 だ 田 やす 康 のり 則	野 田 市 議 会 議 員
なか 中 むら 村 ゆう 裕 すけ 介	野 田 市 議 会 議 員
はま 濱 だ 田 ゆう 勇 じ 次	野 田 市 議 会 議 員
ふる 古 や 矢 ち 千 はる 晴	野 田 市 議 会 議 員

【第3号委員（関係行政機関又は県の職員）】

氏 名	備 考
もり 守 やす 安 くに 邦 ひろ 弘	国土交通省江戸川河川事務所長
なが 長 しま 島 ひろ 博 ゆき 之	東葛飾土木事務所長

【第4号委員（公募に応じた市民）】

※50音順

氏 名	備 考
きく 菊 ち 地 ほ 穂 ずみ 澄	公 募 委 員
さくら 櫻 い 井 たかし 隆	公 募 委 員

○野田市都市計画審議会条例

平成12年3月31日

野田市条例第14号

(設置等)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定により、本市に野田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 法第77条の2第3項の規定により、審議会の組織及び運営について、必要な事項を条例で定める。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市議会議員 7人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内
- (4) 公募に応じた市民 2人

2 前項第1号及び第4号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び審議に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会及び常務委員会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(野田市都市計画審議会条例の廃止)

2 野田市都市計画審議会条例（昭和44年野田市条例第16号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

(施行期日)

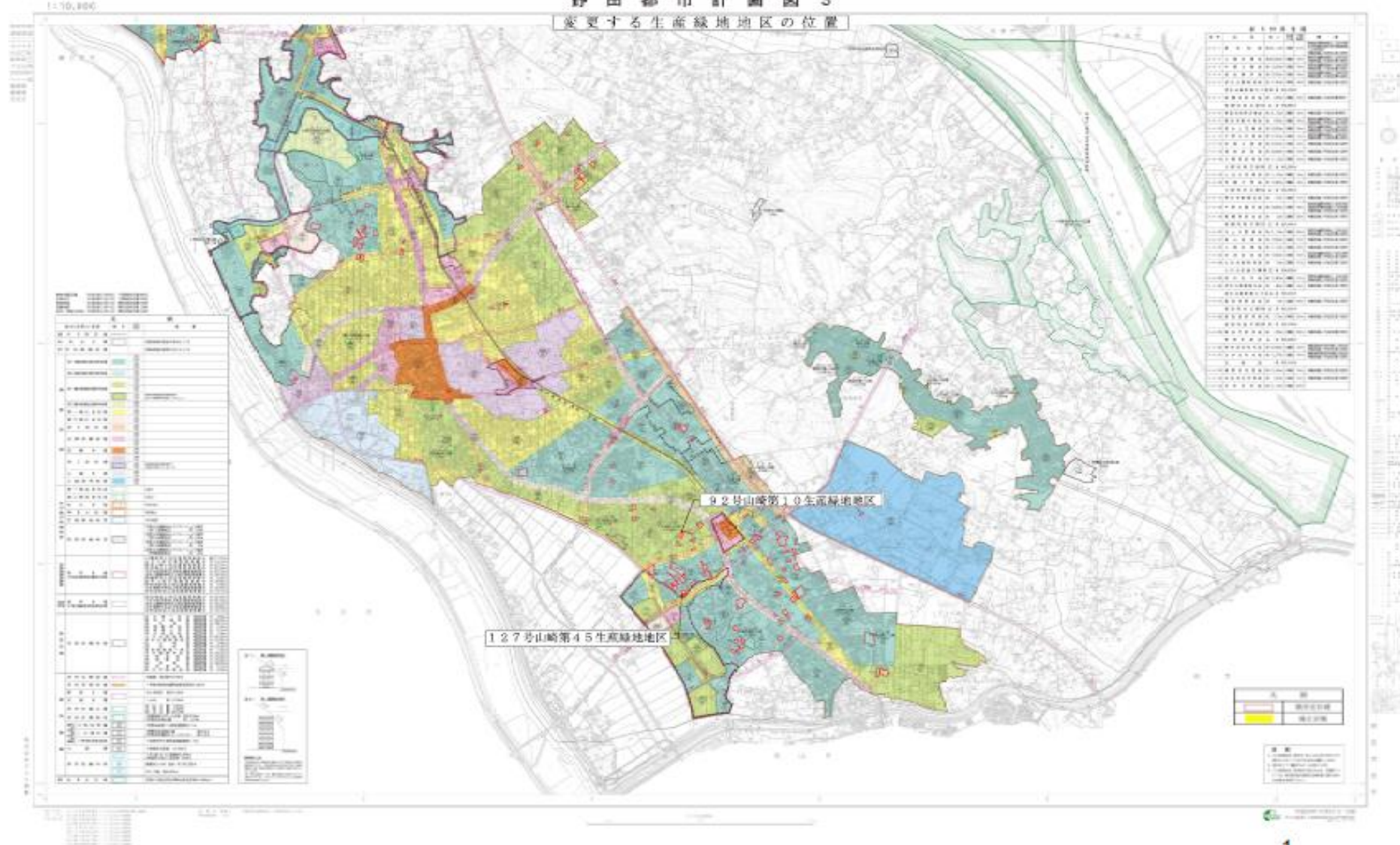
1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

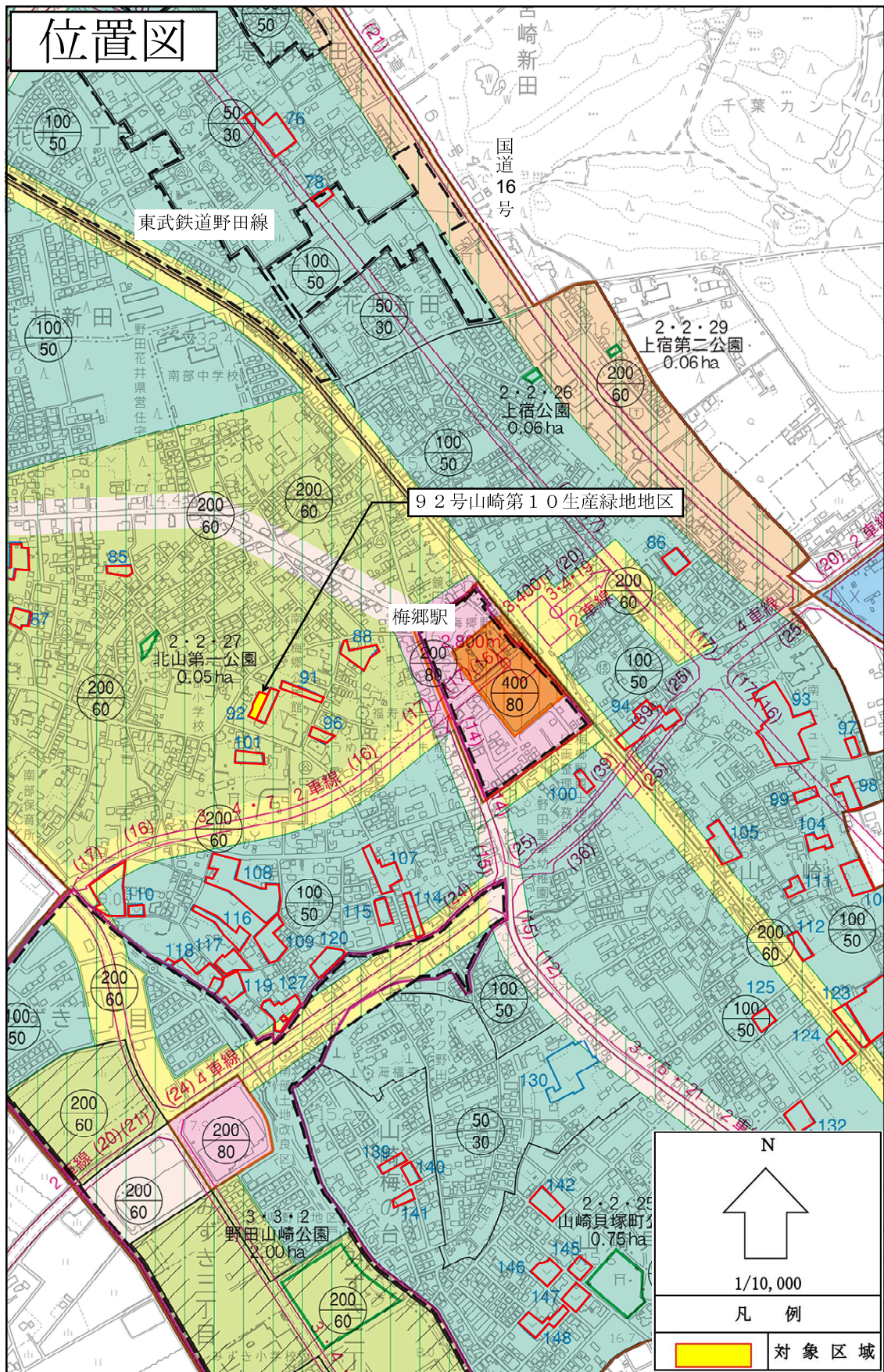
～以下省略～

報告第 1 号

野田都市計画生産緑地地区の変更について（報告）

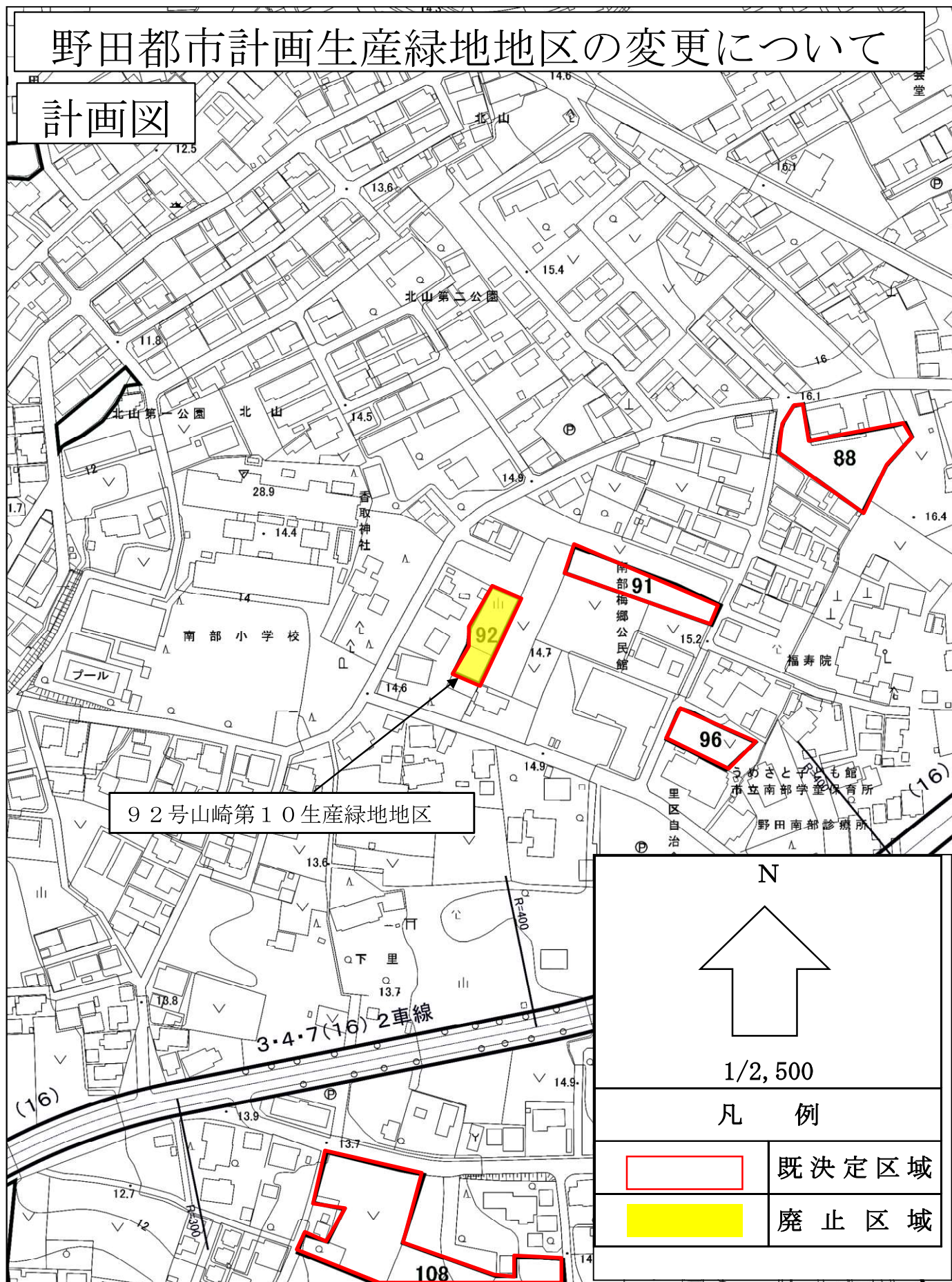
変更する生産緑地地区の位置

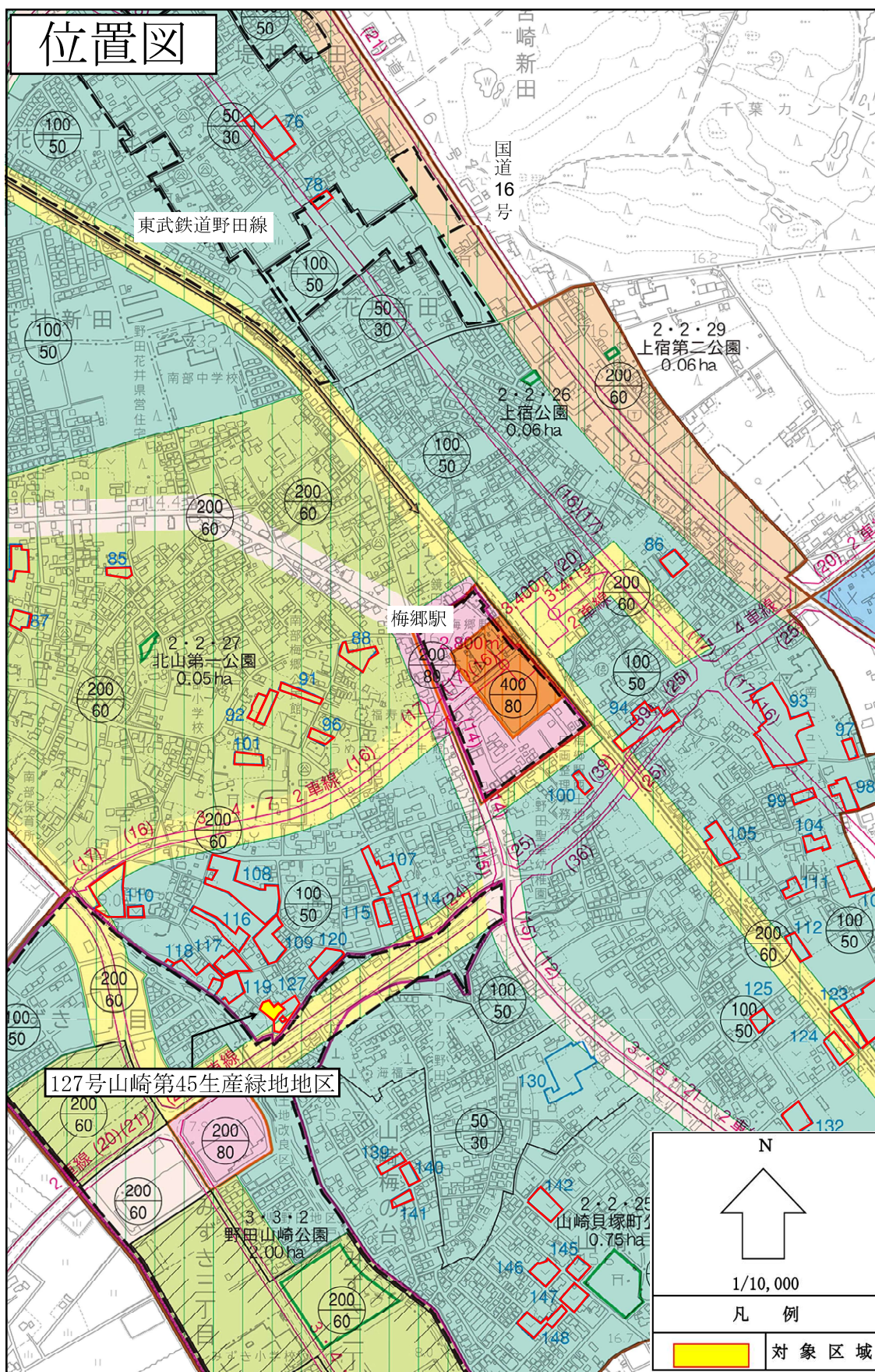




野田都市計画生産緑地地区の変更について

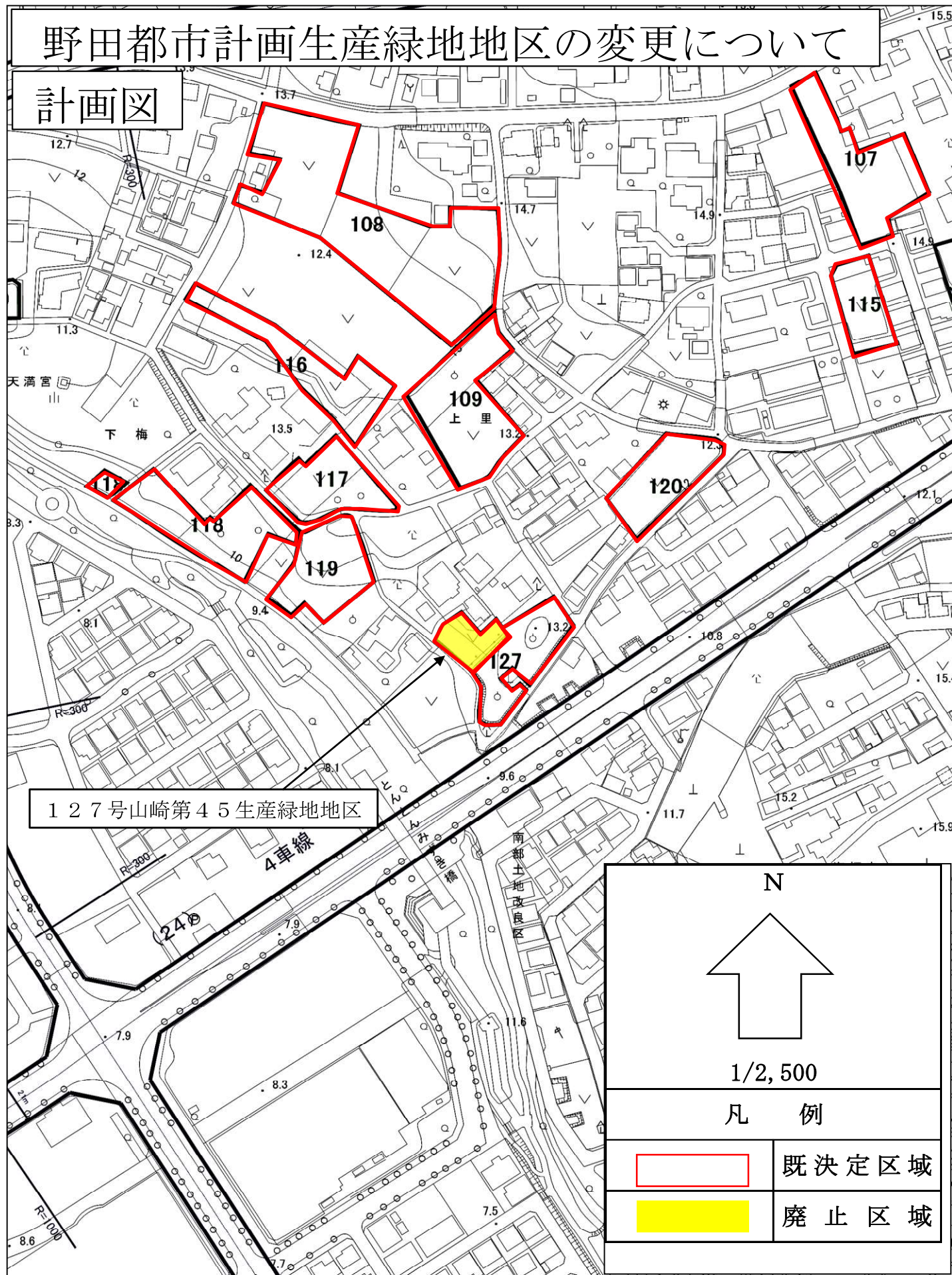
計画図





野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図



野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）（案）

野田都市計画生産緑地地区中 92 号山崎第 10 生産緑地地区ほか 1 地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
92	山 崎 第 1 0 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.06ha
127	山 崎 第 4 5 生 産 緑 地 地 区	約 0.14ha	一部廃止 △約 0.05ha
計		約 0.14ha	△約 0.11ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。

<参考：変更概要>

番号	生産緑地名	所 在	変更要因
92	山崎第 10 生産 緑 地 地 区	山崎字下里 1167 番 2	主たる従事者の死亡 全部廃止（△約 0.06ha）
127	山崎第 45 生産 緑 地 地 区	山崎字上里 1031 番地	主たる従事者の死亡 一部廃止（△約 0.05ha）

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
2 地区	—	約 0.11ha	△約 0.11ha	180 地区	約 30.50ha	181 地区	約 30.61ha

<参考：生産緑地法抜粋>

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(都市計画決定年月日)

野田地域 平成 4 年 1 1 月 2 4 日 (法施行による新規指定)

関宿地域 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 (市町村合併による新規指定)

都市計画変更スケジュール

